広報
よいち
２０１６
（平成２８年）
2
No.778

期待を胸に未来へ！
余市町成人式

平成２８年余市町成人式が１月１０日（日）に、中央公民館で行われました。式には１３３名が出席し、久しぶりに会う友人たちとの再会を喜ぶ姿がみられました。式典では、今日まで支えてくれた両親や多くの人たちへの感謝と、成人としての決意を誓う言葉が述べられ、新たな一歩を踏み出しました。

※本誌１４ページもご覧ください。

今月の注目記事

◆マイナンバーについてのお知らせ（Ｐ２）
◆皆さんからのご意見を募集します（パブリックコメント）（Ｐ４）
◆水道課からのお知らせ／介護保険予防給付のうち、訪問介護、通所介護が新しい総合事業へ移行します（Ｐ５）
◆ＡＬＴ（語学指導助手）と町内の子ども達の交流事業を実施しました（Ｐ11）

【主な目次】

マッサン通信 ……Ｐ７
健康と暮らしの情報 ……Ｐ９
募集・お知らせ ……Ｐ１０・１１
けんこうひろば……Ｐ１２
余市町でおこったこんな話 ……Ｐ１３
生涯学習だより ……Ｐ１４・１５

マイナンバー（社会保障・税番号制度）についてのお知らせ

マイナンバーの利用事務について

平成２８年１月から、社会保障、税、災害対策の行政手続でマイナンバーが必要になります。

マイナンバーの確認と本人確認

なりすましなどの不正な申請を防ぐために、マイナンバーを利用する事務の申請手続きを行う際には、マイナンバーの確認と本人確認を行います。

以下の申請などをされる際は、通知カードなどの番号確認書類と運転免許証や旅券（パスポート）などのご本人を確認できる書類をお持ちください。

番号確認書類	本人確認書類
・個人番号カード ・通知カード ・個人番号が記載された住民票の写しなど	・個人番号カード ・運転免許証、旅券などの顔写真つきの公的な身分証明書 ・医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証明書等のうち２つ以上

マイナンバーを利用する主な事務

マイナンバーを利用する事務及び主な手続きです。詳細はそれぞれの担当課にお問合せください。

担当課	事務の名称	マイナンバーを利用する主な手続き
税　務　課 ☎21―2116	町民税事務	・町、道民税申告手続き（平成２９年度の申告から適用）
	軽自動車税事務	・軽自動車税の減免申請手続き
	固定資産税・都市計画税事務	・固定資産税・都市計画税の減免申請手続き ・新築住宅等に係る固定資産税減額申請手続き
保　健　課 ☎21―2121	国民健康保険事務	・被保険者の資格に関する手続き ・被保険者証の再交付申請手続き ・標準負担額減額、限度額適用認定申請手続き ・高額療養費等の支給申請手続き
	後期高齢者医療事務	・被保険者の資格に関する手続き ・被保険者証の再交付申請手続き ・標準負担額減額、限度額適用認定申請手続き ・高額療養費等の支給申請手続き
	医療給付事務 （重度・ひとり親・乳幼児等）	・受給者の資格に関する手続き ・受給者証の再交付申請手続き ・医療費の支給申請手続き
	養育医療給付事務	・養育医療の給付申請手続き
	母子保健事務	・母子健康手帳交付申請手続き（妊娠届出） ・低体重児出生届に関する手続き
町民福祉課 ☎21―2120	児童手当事務	・児童手当の認定請求手続き ・児童手当の現況届手続き
	児童扶養手当事務	・児童扶養手当の認定請求手続き ・児童扶養手当の現況届手続き
	特別児童扶養手当事務	・特別児童扶養手当の認定請求手続き ・特別児童扶養手当の所得状況届手続き
	福祉手当等支給事務	・特別障害者手当の支給認定申請・所得状況届手続き ・障害児福祉手当の支給認定申請・所得状況届手続き ・経過的福祉手当の「所得状況届」手続き
	障害者自立支援給付等・障害児通所給付事務	・自立支援給付の支給認定申請手続き（障害福祉サービス） ・自立支援医療の支給認定申請手続き ・補装具の申請手続き ・障害児通所給付の支給認定申請手続き
	身体障害者手帳交付事務	・身体障害者手帳の交付申請手続き
	精神障害者保健福祉手帳交付事務	・精神障害者保健福祉手帳の交付申請手続き
	子ども子育て支援制度に関する事務	・保育所（園）及び認定こども園（２・３号）等利用時の手続き
	特別弔慰金支給事務	・戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給申請手続き
	生活保護支給事務	・生活保護の申請手続き
高齢者福祉課 ☎21―2119	介護保険事務	・介護保険の要介護、要支援認定の申請手続き ・被保険者証等の（再）交付申請手続き ・介護保険の高額介護予防サービス費等の支給申請手続き
まちづくり計画課 ☎21―2124	町営住宅管理事務	・町営住宅入居申請手続き ・町営住宅収入申告手続き ・町営住宅入居者各種申請手続き

【北海道からのお知らせ】身体障害者手帳をお持ちの皆様へ

マイナンバー制度の円滑な運用のため、身体障害者手帳情報の正確な登録が必要です。あなたやご家族がお持ちの身体障害者手帳のご確認をお願いします。

次の場合は「届出」や「再交付申請」が必要になりますので、早めの手続きをお願いします。

■「届出」が必要な場合

①氏名に変更があったとき　②同じ市町村内で住所が変わったとき
③他の市町村から転入したとき　④お亡くなりになられた方の手帳があるとき

■「再交付申請」が必要な場合

①何らかの事情で身体障害者手帳を２冊お持ちのとき
（例）・番号の違う２冊の手帳・「障害名」「住所」など内容の違う２冊の手帳
②障害程度が変わったとき　③手帳を紛失したとき
④手帳が汚れたり破損して文字や顔写真が不鮮明になっているとき

◆問合せ　町民福祉課 民生年金グループ　☎２１－２１２０

▲▽国民年金のお知らせ△▼

年金受給権者が死亡したときの手続きについて

年金受給権者が亡くなったときは、死亡届・未支給年金請求などの手続きが必要です。

■死亡届

年金受給権者が死亡した場合は、１４日以内に死亡の届出が必要です。
届出を行わず過払いとなった場合は、返還請求の対象となりますのでご注意ください。

■未支給年金

死亡した方と生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、３親等内などの親族およびこれらの人の配偶者で、年金受給者が死亡した月までの分を請求することができます。

■遺族厚生年金

老齢厚生年金の受給権者が死亡した場合に、死亡した当時生計を同じくしていた配偶者、子、父母、孫および祖父母が遺族厚生年金を受給できる場合があります。
※遺族厚生年金については、受給要件が個々により異なりますので、詳細についてはお問合せください。

◆問合せ　町民福祉課 民生年金グループ　☎２１－２１２０

●○国民健康保険のお知らせ○●

●交通事故などでけがをした場合の手続きについて

交通事故など第三者（加害者）の行為によってけがや病気をしたときは、加害者が医療費を全額負担するのが原則です。

ただし、国民健康保険では『第三者行為による被害届』を提出いただくことで、一旦病院の窓口で保険証をご使用いただけます。その際、国民健康保険が立て替えた医療費（自己負担分は除きます）は保険者（余市町国保）が被害者に代わって、加害者に請求することになります。

加害者から治療費を受け取ったり、示談を済ませてしまうと国民健康保険は使えなくなります。また、示談の内容に応じて医療費の返還が生じることがあります。

①まずは警察に届け出ましょう

けがの程度が軽くても、必ず警察に届出をし、人身事故として事故証明書を出してもらいましょう。

②『第三者行為による被害届』を提出しましょう

被害を受けて保険証を使用する場合には、被害届の提出義務があります。保険証、印かん、事故証明書（後日でも可）を持って、役場保健課に届出ください。（書類は保健課窓口にあります）

●一部負担金の減免制度について

国民健康保険には、世帯主が特別な事由に該当し生活が困難になったと認められる場合には、一部負担金（医療費の自己負担額）を一定期間減免または猶予をする制度があります。

特別な事由とは、災害などにより資産に大きな損害を受けた場合、事業の廃止や失業をした場合などをいいます。

また、余市町国民健康保険の資格取得から６ヶ月以上経過していること、生活保護を受ける予定がないこと、国民健康保険税に滞納がないことなどの条件を満たしている必要があります。詳しくはご相談下さい。

◆問合せ　保健課 医療給付グループ　☎２１－２１２１

パブリックコメント手続実施します！

町が、町民の皆さんに影響を与える基本的な計画、指針、条例等を決定する前に、これらの案を公表して、広くご意見や情報を提供いただくことを「パブリックコメント手続」といいます。

（1）余市町公共施設等総合管理計画（素案）について

本町の学校施設や公営住宅などの多くの公共施設等は整備後 30 年以上が経過し、老朽化が進む状況にあります。そのため、このような公共施設等の全体の状況を把握・公表し、長期的な視点を持って、継続可能な公共施設等の適正配置、適正管理を行い、財政負担の平準化・軽減を図るため、計画を策定するものです。

このたび、計画素案を策定しましたので、町民の皆様からのご意見を募集します。

（2）余市町人口ビジョン、余市町まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）について

本町では現在、町の人口の現状と将来の姿を示し、人口減少をめぐる問題について町民の皆様と認識を共有すること、および国・道の長期ビジョン・総合戦略を踏まえ、地方創生に向けた今後５か年の政策目標や施策の基本的方向性を示すことを目的として、「余市町人口ビジョン」および「余市町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定を行っています。

このたび、素案を策定しましたので、町民の皆様からのご意見を募集します。

■意見募集期間（（1）・（2）ともに）　２月１９日（金）から３月２２日（火）まで

■意見提出者の要件（（1）・（2）ともに）

意見を提出できるのは次のいずれかに該当する方とします。

①町内に住所を有する方　②町内に会社、事業所等を有する方
③町内に通勤・通学している方　④本町に納税されている方
⑤上記①～④以外の方で、意見を募集する計画素案に利害関係がある方

■意見提出方法

備え付けの「意見応募用紙」またはこれに準じた様式に、住所および氏名（法人・団体の場合は所在地、名称、代表者の氏名）を明記のうえ、

①郵送　〒046-8546　余市町朝日町２６番地　余市町役場 企画政策課あて
②ファクシミリ（FAX：0135―21―2144）
③電子メール
（1）余市町公共施設等総合管理計画（素案）
（メールアドレス：kikaku.h@town.yoichi.hokkaido.jp）
（2）余市町人口ビジョン、余市町まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）
（メールアドレス：kikaku-s@town.yoichi.hokkaido.jp）
④持参（受付時間：平日午前８時４５分～午後５時１５分）
のいずれかの方法で提出していただくか、下記の施設に備え付けの意見箱に投函してください。

■計画・資料（素案）の閲覧場所（（1）・（2）ともに）

①余市町役場庁舎　（2 階 企画政策課カウンター）朝日町 26 番地
②中央公民館　（1 階 事務室前）大川町 4 丁目 143 番地
③余市町図書館　（1 階 フロア）入舟町 413 番地
④余市町福祉センター　（1 階 フロア）富沢町 5 丁目 13 番地

※計画・資料（素案）は町ホームページでもご覧いただけます

◆問合せ　企画政策課 政策グループ　☎２１―２１１７

水道課からのお知らせ

水道の凍結にご注意願います！

寒い日がまだまだ続きます。寒さが一段と厳しくなる２月は、水道管の凍結が多くなります。水道管が凍結すると水道が使えなくなるばかりでなく、修理代などの思わぬ出費がかさむことがあります。

特に「外気温がマイナス４℃以下になったとき」、「旅行などで長期間使用しないとき」、「１日中、外気温がマイナスの真冬日が続いたとき」はご注意ください。

水道料金の減免制度をご存じですか？

次に掲げる**「①基本要件」のすべてに該当する方で、かつ「②世帯要件」のいずれかに該当する場合には、**水道料金の一部が軽減される制度があります。

減免の申請の際には、**次の内容について確認できるもの（受給者証等）と印鑑をご用意**のうえ、役場水道課の窓口までお越しください。

①基本要件
- 住民税（町道民税）が非課税の世帯であること。
- 水道の用途区分が「一般用」であること。
- 減免申請者が水道の使用名義人であること。
- 生活保護法による生活扶助を受給していないこと。

②世帯要件
- **高齢者世帯**
  満 70 歳以上のひとり暮らし世帯又は満 70 歳以上の方のみの世帯
- **ひとり親等世帯**
  児童扶養手当又は遺族基礎年金を受給している世帯
- **身体障がい者世帯**
  身体障害者手帳（１、２級）の交付を受けている方を有する世帯（ただし、該当者が病院や社会福祉施設に入院又は入所している場合を除く。）
- **特殊事情世帯**
  その他災害等の事情により、特に町長が認めた世帯

◆通常料金と減免後の料金の比較

	通常の水道料金	減免後の水道料金
基本料金（7㎥まで）	1,826円	1,588円
超過料金（1㎥につき）	270円	235円

（例）一般用口径１３ミリで１か月の使用量が１５㎥の場合
- 通　常　　1,826円＋（15㎥－7㎥）×270円＝3,986円
- 減免後　　1,588円＋（15㎥－7㎥）×235円＝3,468円

3,986円（通常）－3,468円（減免後）＝518円

水道料金は納期内に納入をお願いします！

水道事業は、原則独立採算制をとっており、皆様からの「水道料金」が大変重要な収入となっておりますので、**水道料金の納期内納入にご理解、ご協力をお願いします。**

水道料金の支払いを怠りますと、水道事業といたしまして不本意ではありますが**「給水停止」**を行っています。そうした事態にならないよう、ご注意願います。

万が一、病気や失業等で水道料金の支払いが困難になった場合は、そのままにせず早めに水道課までご相談ください。

◆問合せ　水道課　☎２１－２１３０

介護保険予防給付のうち、訪問介護、通所介護が新しい総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）へ移行します

平成２９年４月から全ての市町村で介護保険の予防給付のうち訪問介護、通所介護が新しい総合事業へ移行することとなっていますが、町では、平成２８年３月から移行することになりました。

新しい総合事業とは、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。

当面は、従来と同じ内容を提供していくことになりますが、早期に移行することにより多様な支援の実施を目指していきます。

なお、既に利用している要支援者の方につきましては、介護認定更新時に該当となった方から移行していきます。また変更点として、介護認定を受けなくても基本チェックリストの実施により対象者となった場合にもサービスを利用できるようになります。

◆問合せ　高齢者福祉課 高齢者福祉グループ　☎２１－２１１９

要介護認定を受けている方の税の申告について
～障害者控除 及び 医療費控除 について～

【障害者控除について】

所得税や住民税の申告の際、身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けている方が「障害者控除」の対象となりますが、それらの手帳を持っていない方でも、**介護保険の要介護認定申請の際に提出された主治医意見書の記載内容で、身体状況等が一定の条件に該当する方も「障害者控除対象者認定書」の交付**を受けることができます。

※身体状況等の一定の条件とは、要介護認定申請の際に提出された主治医意見書の記載内容で、身体障害者または知的障害者の障害程度の判定基準と同程度の障害高齢者または認知症高齢者の日常生活自立度の状態が確認された方です。

【おむつ代医療費控除について】

おむつの費用については、**初年度に主治医から「おむつ使用証明書」の発行を受け「医療費控除」の手続きをした方で、２年目以降になる方は、介護保険要介護認定申請の際に提出された主治医意見書の記載内容で、身体状況等が一定の条件に該当する方のみ「おむつ使用証明書」に代わる「おむつ代医療費控除に係る確認書」**の交付を受けることができます。

※身体状況等の一定の条件とは、要介護認定申請の際に提出された主治医意見書に“寝たきり状態”かつ“おむつを要する状態”の記載が確認された方です。

上記の手続きについては、高齢者福祉課窓口で申請が必要です。
ご不明な点がございましたら、下記までご連絡ください。

◆申請・問合せ　高齢者福祉課 介護認定グループ　☎２１－２１１９

～冬の地震災害に備える～

冬に地震が起きると、夏より被害が大きくなるといわれています。冬は積雪の影響で家屋などの倒壊が発生しやすいこと、路面状況や吹雪などにより避難所までの避難路の確保や移動に時間がかかること、暖房などの火の使用によって火災が発生しやすいこと、自宅や避難所、車の中などにおける寒さ対策が必要であることなどが考えられます。

今回は、冬に地震が発生した場合の備えについて解説します。

■雪に対する備え

冬になると屋根には雪が積もっていますので、地震の揺れによる屋根からの落雪、雪の重みによる家の倒壊の危険性が高くなります。また、地震の揺れで雪が一気に落ちて避難路がふさがれることもありますので、日頃からのこまめな屋根の雪下ろしや、自宅周辺などで落雪の危険な箇所を確認しておきましょう。

■火災に対する備え

冬は、ストーブなど暖房器具を使用しているため、夏と比べて火災発生の危険性が高くなります。火事が起きたときに初期消火ができるように、日頃から家庭や地域、職場で消火活動の訓練をすることが大切です。

最近では、地震を検知して自動的にガスや灯油の供給を止める器具となっていますので、ご家庭の器具がきちんと動作するか、定期的に点検・確認しておきましょう。

■寒さ対策への備え

地震によって電気やガスなどのライフラインがストップし、暖房器具が使えなくなることが考えられます。

防寒着、毛布、使い捨てカイロを用意しておくことも大切です。避難が必要となった場合の道中やその後の避難生活でも必要となりますので、寒さ対策についても日頃から考えておきましょう。

◆問合せ　札幌管区気象台地震火山課　☎０１１－６１１－６１２５

余市町の空間放射線量率の状況

北海道が設置している広域モニタリングポスト（余市町朝日）による空間放射線量率の測定データを公表いたします。

私たちは日常的に自然界から微量の放射線を浴びていますが、通常測定される「空間放射線量率」は10～60ナノグレイ毎時（ｎＧｙ／ｈ）程度で、雨が降ると一時的に上昇する場合があります。

放射線の単位

Ｇｙ（グレイ）：物質が放射線によって受けたエネルギーを表します。

地域協働推進課　☎２１－２１４２

測定日：１２月２２日～１月２１日
最高値：４３ｎＧｙ／ｈ
最低値：２６ｎＧｙ／ｈ
平均値：３４ｎＧｙ／ｈ
※空間放射線量率は平常レベルです

直近の測定結果については、町ホームページでご覧いただけます。

マッサン通信

「マッサンゆかりの町よいち情報館」は 2月21日（日）で閉館します

平成２６年１１月２２日に開館しました「マッサンゆかりの町よいち情報館」は、２月２１日（日）をもって閉館します。

情報館では、連続テレビ小説「マッサン」の撮影で使われた衣装や小道具などの他、竹鶴政孝・リタ夫妻の足跡や暮らしぶりなどを紹介するパネルなども展示しています。また、前号でもお知らせしましたNHK 札幌放送局制作の「マッサン紀行」も上映中です。

閉館まで残りわずかとなりました。お見逃しのないようぜひご来場ください！

なお、情報館は閉館しますが、現在展示しております貴重な資料等につきましては、今後も末永く鑑賞していただけるよう別途公開を予定しています。

○マッサンゆかりの町よいち情報館

◆場　　所　ＪＲ余市駅前銀座商店街内（茶木薬局隣り）

◆開館時間　午前１０時～午後５時　（無休・入館無料）

ＪＲ余市駅前で実施中のホワイトイルミネーション「琥珀色の夢」は２月２８日（日）で終了します。

◇◇◇観光振興と地域活性化の推進に向けて◇◇◇

平成２６年度 連続テレビ小説「マッサン」放送終了　愛と勇気の物語をありがとう!!

◆問合せ　「マッサン」応援推進協議会 事務局（商工観光課）　☎２１－２１２５

マッサン応援推進協議会ホームページ　http://massanyoichi.com

余市観光協会ホームページ　http://yoichi-kankoukyoukai.com

『よいちキャンドルナイト２０１６』のお知らせ

訪れた人の癒しの場や商店街・飲食店等の活性化、またキャンドルナイトをきっかけとした呼びかけ団体等が独自の催しなどの実施により地域振興に繋げていくことを目的とした事業『よいちキャンドルナイト』を本年も開催致します。雪灯りに照らされたリタロードを歩いてみませんか？

《昨年の雪像作りの様子》

なお、余市宇宙記念館前の交流広場では、すべり台や迷路、雪像が設置されており、午後４時からは、余市観光協会・リタロードを守る会により１００食限定でおでんを無料提供致しますので、皆さんのお越しお待ちしております。

◆開催日時　２月１４日（日）午前１０時～午後８時

◆点灯時間　午後５時～８時

◆点灯場所　余市駅から余市町役場

◆主　　催　余市商工会議所 観光飲食部会

◎雪像づくり参加者募集!!◎

「よいちキャンドルナイト２０１６」をさらに盛り上げるため、道の駅交流広場前に雪像づくりに参加していただける方を募集します。

雪像づくりに興味のある方や製作してみたい方はご連絡ください。

◆募　　集　雪像４基（先着順４組）

◆サ イ ズ　幅２m×奥行２m×高さ１．８m（雪山は用意しております）

◆募集締切　２月５日（金）

◆詳細・問合せ

リタロードを守る会（港ハイヤー内 担当：高野）

☎２３－６９６９

（受付時間：午前９時～午後５時）

余市宇宙記念館からのお知らせ

冬期特別開館中です！！
スペースサイエンス・ラボでは３月２７日（日）まで特別展示を行っています。

☆Ｈ－ⅡＡロケット打上げから人口衛星の分離をペーパークラフトとパネルで解りやすく解説。
☆太陽から惑星までの距離や大きさを縮小模型で実感でき惑星についてパネルで詳しく解説。
☆宇宙で生まれた新技術「スピンオフ」（SPINOFF= 技術移転）
宇宙開発では、常に新しい技術が開発され私たちの生活のさまざまな場面で役立てられています。
（監視カメラや自動車用エアーバック、野球スパイクなど。）
これらを展示品とパネルで紹介します。

～２月行事予定のご案内～

★おもしろ宇宙教室★（※対象：小学生以上）

名　　称	内　　容	日　　時	時　間	定員
四季の星座について学ぶ その⑧（８回シリーズ）	冬の星座、星雲、星団について解説します。	６日（土） 午後２時	90分	20
ジェルキャンドル教室	素敵なオリジナル作品を作りませんか？	７日（日） ①午前11時 ②午後　２時	60分	各20
レゴ教室	レゴブロックとモーター、センサーを組み立て、パソコンでプログラミングします。	20日（土） ①午前９時30分 ②午後１時30分	150分	各５
キャンドル教室	世界でひとつだけのオリジナルキャンドルを作りませんか？	21日（日） 午後１時	120分	20

★大人の宇宙講座★（※対象：高校生以上）

◆**内　容**　① 航空学（最新型ビジネスジェット機「ホンダジェット」について /90 分）
② 天文学（季節の星座やギリシャ神話等について /90 分）
◆**日　時**　①、②ともに２月２０日（土）　午後５時３０分～７時
◆**定　員**　①、②ともに２０名
※詳細については宇宙記念館にお問合せください。
◆**問合せ**　余市宇宙記念館　☎２１－２２００

《ジェルキャンドル作品》

いずれも申込みは２月２日（火）より電話で受付します。参加には入館料はかかりません

天体観望会

◆**日時**　２月６日(土)
午後６時～７時30分
◆**観望対象**
冬の星座、星雲、星団
◆**場所**　宇宙記念館裏・道の駅第２駐車場横
（申込不要・現地集合・無料）
◆**その他**　中止のときは記念館内でプラネタリウム等を使い冬の天体について解説します。（90分）
☆不明な場合は電話でお問合せください。

今月の上映案内

☆**★「３Ｄシアター」**
「２０４１年、宇宙エレベーター」
※ミタカ上映時を除き、毎日１時間に１回上映
☆**「４次元デジタル宇宙シアター（ミタカ）」**
◆**日時**　２月11日（木・祝）
１回目　午前11時05分
２回目　午後２時05分
★プラネタリウム
ＣＧ番組と星空番組を交互に上映
（毎日１時間に１回上映）

◆**２月の休館日**
１日(月)、８日(月)、15日(月)、22日(月)、29日(月)
◆**問合せ**　余市宇宙記念館（☎21－2200）

★おもしろ宇宙教室やイベント情報は
ホームページからもご覧いただけます★
http://www.spacedome.jp

★余市宇宙記念館ボランティアスタッフを
募集しています★
◆**問合せ**　余市宇宙記念館　☎２１－２２００

健康と暮らしの情報（２月号）

子育て情報『問合せ：保健課保健指導グループ　☎21－2122』

事業名	対象者	実施日	時間	会場
３歳児健診	Ｈ２４年９月生まれ	５日（金）	受付 12：00～12：20	福祉センター入舟分館
１歳６か月児健診	Ｈ２６年７月生まれ	９日（火）		
１０か月児健診	Ｈ２７年４月生まれ	16日（火）		
ママさん交流会	おおむね３歳までのお子さんとその保護者	18日（木）	10：00～12：00	中央公民館
すくすく教室（離乳食講習会）	Ｈ２７年６月～Ｈ２７年９月生まれ	24日（水）	13：30～15：30	
４か月児健診	Ｈ２７年１０月生まれ	26日（金）	受付 11：50～12：10	福祉センター入舟分館

健康づくり情報『問合せ：保健課保健指導グループ　☎21－2122』

事業名	実施日	時間	会場	備考
心の健康相談	2月　4日（木） 3月　3日（木）	13：30～15：30	倶知安保健所余市支所 ☎２３－３１０４	３日前までに予約が必要です。 （申込先）倶知安保健所 ☎0136―23―1957 ※相談日は都合により変更する場合があります。
認知症の介護相談	15日(月)	13：00～15：00	福祉センター入舟分館	ご自由に相談下さい。
無料バスで行く！札幌健診ツアー	18日（木） 19日（金）	バス停により異なります。詳細はお問合せください。	北海道対がん協会 札幌がん検診センター	事前に申込みされた方に個人通知します。 ※申込みをお忘れの方は問合せください。
健康相談	25日(木)	9：00～15：00	余市町役場	19日（金）までに予約が必要です。

休日当番医『問合せ：保健課保健指導グループ　☎21－2122』

当番日	医療機関名	電話番号
7日（日）	**小嶋内科**	22-2245
11日（木）	**田中内科医院**	22-6125
14日（日）	**ながい小児科医院**	23-6881
21日（日）	**林病院**	22-5188
28日（日）	**よいち北川眼科医院**	22-1308

※休日当番医の診療時間は９時～17時までです。
休日当番医は変更になることがありますので、確認してから受診して下さい。

その他の生活情報

事業名	実施日	時間	会場	備考
心配ごと相談	10日(水)、24日(水)	13：00～16：00	福祉センター入舟分館	（問合せ） 余市町社会福祉協議会 ☎２２―３１５６ ※法律相談については事前申込み必要
育児・子育て相談	19日（金）	13：00～16：00		
無料法律相談（予約制）	8日（月）	13：30～14：30		
	23日（火）	15：00～17：00	余市商工会議所 ☎２３―２１１６	事前申込み必要 申込同左
	17日（水）	13：00～16：00	中央公民館	事前申込み必要 役場総務課 ☎２１―２１１１

注）福祉センター入舟分館（入舟町）、中央公民館（大川町４丁目）、倶知安保健所余市支所（朝日町）、余市商工会議所（黒川町３丁目）

＝ 募集・お知らせ ＝

募集

〈各種自衛官等募集〉

自衛官候補生（男子）、予備自衛官補（一般・技術）を募集します。

※細部応募資格等については、問合せください。

◆問合せ 自衛隊札幌地方協力本部小樽地域事務所（小樽市稲穂2―22―4樽石ビル2F）（☎0134―22―5521）

〈総合体育館「健康教室等」参加者募集〉

●やさしく簡単にできる健康教室に参加して、体を動かしてリフレッシュしませんか？

①ストレッチ&スロートレーニング

2月4日、18日、25日（木曜日）午後6時30分～8時

②かんたん貯筋トレーニング

（主に中高年齢者）

2月5日、12日、19日、26日（金曜日）午前10時～11時30分

◆募集定員 各教室 定員10名（定員になり次第締切ります）

◆参加料

各1回500円（使用料・保険料含む）

①3回セット 1，300円

②4回セット 1，800円

◆申込み ①・②共に総合体育館窓口、または電話連絡にて受付します。ただし、健康状態（高血圧等）に応じて、お断りする場合があります。

※動きやすい服装、運動靴、タオル、飲み物は各自ご用意願います。

◆問合せ 総合体育館（☎23―5210）

〈統計調査員として登録しませんか〉

町では、統計法に基づく統計調査の統計調査員をしていただける方を募集しています。

◆仕事の内容

・調査区の把握および調査対象の確認

・調査票の配布・取集・調査書類の点検と提出

◆応募資格 責任をもって調査員事務を遂行できる20才以上の健康な方。（秘密の保護に信頼のおける、警察官・税務職員・選挙に直接関係のない方）

◆身分 調査期間中は非常勤の公務員として任命されます。

◆報酬 調査毎に定められた報酬が支払われます。

◆登録方法 申請書に必要事項を記入のうえ、地域協働推進課まで提出してください。

※申請書は地域協働推進課もしくは町のホームページで入手できます。

◆申込み・問合せ 地域協働推進課（☎21―2142）

お知らせ

〈余市消防署からのお知らせ〉

普通救命講習Ⅱの開催について

救急隊の現場到着前に地域住民の適切な応急手当が行われることは、傷病者救命率の一層の向上につながります。

余市消防署では、いざという時のための「普通救命講習Ⅱ」を次のとおり開催します。

◆日時 2月22日(月)

◆講習時間 午後1時～5時

◆開催場所 余市消防署3階講堂

◆募集方法 余市消防署に来署し受講申請願います。

◆募集人員 28名

◆受付期間 2月1日(月)～15日(月)

※締め切り前でも定員に達した場合は受講できない場合があります。

◆講習内容 心肺蘇生法（人工呼吸・心臓マッサージ）・止血法・異物除去法・AED（電気ショック）の取扱い講習。

○住宅用火災警報器の維持・管理について！

・定期的に作動確認をしても音が鳴らない場合は電池切れか機器本体の故障ですので取扱説明書をご覧ください。

・ホコリなどが付くと感知しづらくなります。1年に1回程度よく絞った布で汚れを拭き取ってください。

○悪質な訪問販売等にご注意！

消防署が直接住宅用火災警報器や消火器を訪問販売したり、特定の業者に商品の斡旋をし、販売を依頼することはありません。

○善意で使用された消火器が補償されます！

町内で発生した火災を消すため、消火活動の協力者が使用した消火器に対し、使用済みの消火器へ薬剤を再充填したり、新品の消火器と交換出来る場合があります。

○冬期間における消火栓について

消火栓付近への駐停車や雪捨ては、有事の際に使用が出来ず、活動に支障をきたすことがあるのでやめましょう。

◆問合せ 余市消防署（☎23―3711）

＝ 募集・お知らせ ＝

〈糖尿病予防講演会のお知らせ〉

糖尿病は国民の5人に1人以上が患者かその予備軍といわれています。一度発症したら完治はしないものの、血糖値を正常に保つことが可能です。糖尿病の主治医はあなた自身です。いつ何を食べるか、運動するか、糖尿病薬をどのように飲むか、注射するか、あなた自身の行動によって血糖値を正常に保つことができるのです。

糖尿病について詳しく知っていただくため、糖尿病予防講演会を開催します。

◆日時 2月16日(火)
開場 午後5時30分
開演 午後6時

◆場所 中央公民館 3階

◆講師 渡辺 裕喜雄さん
（わたなべ内科医院 院長）

◆参加料 無料

◆問合せ 余市ライオンズクラブ事務局
（☎22―5351）

〈「つどいの広場」のお知らせ〉

保育所見学を行います。

◆日時 2月9日(火)
午前9時～11時

◆場所

①大川保育所（大川町12丁目3）
（☎23―6015）

②中央保育所（美園町43番地36）
（☎22―2159）

③ほうりゅうじ保育園
（沢町5丁目80）

※①・②を見学希望の方は、各保育所へ、③を見学希望の方は、町民福祉課児童福祉対策室（☎21―2120）へ事前に連絡してください。

◆問合せ 町民福祉課 児童福祉対策室（☎21―2120）

児童館

黒川児童館（入舟町☎23―4338）

▽**アイスキャンドル作りの会**
2月13日(土) 午後1時30分～

▽**ひなまつりの会**
2月28日(日) 午後1時30分～

沢町児童館（富沢町3丁目☎23―5673）

▽**第32回バドミントン大会**
2月13日(土) 午後1時30分～
※事前申込みが必要です

▽**おひなさま作りの会**
2月27日(土) 午後1時30分～

～さくらます船釣りはライセンス制です～

後志管内においてのさくらます船釣りを行うにはライセンスの取得が必要です。

◆実施期間 3月1日（火）から5月15日（日）

◆取得対象者 遊漁船業者、プレジャーボート所有者及び漁業者で期間中、船釣りにより「さくらます」を採捕（釣り）される方

◆釣獲時間 日の出から日没まで

◆釣獲尾数 1人1日10尾以内（漁業者除く）

◆問合せ 後志管内さくらます船釣りライセンス制実行協議会事務局（小樽市漁業協同組合内）
TEL・FAX 0134―22―5138
ホームページURL http://www.geocities.jp/siribesisakuramasu/

～ALT（語学指導助手）と町内の子ども達の交流事業を実施しました～

1月15日（金）に国際交流推進協議会による「GENKI ENGLISH!」、1月17日（日）には図書館との共催による「英語 de おはなし会」を実施しました。

子ども達はALTのセーラとマギーの2人と一緒に、英語と触れ合いながら楽しい時間を過ごしました。

写真：「GENKI ENGLISH!」の様子
みんなで英国のお菓子「スコーン」を作りました。

写真：「英語 de おはなし会」の様子
英語で絵本の読み聞かせをしてくれました。

けんこうひろば

◆**問合せ**　保健課保健指導グループ
（☎２１－２１２２）

うつ病を予防しよう

うつ病は、遺伝的要因、毎日のライフスタイルなどによって発症する疾患です。

うつ病と関係のあるストレスの発生源となるのは自分を取り巻く外界そのものなので、完全に抑制できるというわけにはいかないのが現状です。

つまり、うつ病の予防はストレスを溜め込まない、溜まっても発散すると言うようなバランスの制御で行わなければなりません。

考え方・視点の変化

生真面目で熱心な性格の人ほどうつ病を患いやすいといわれています。逆に楽観的で細かいことを気にしない人はうつ病になりにくいものです。

つまり、考え方や物の見方を変えることでストレスを溜め込みにくくしてうつを予防しようと言うわけです。

しかし、考え方というものは生まれてからの経験や教育に基づいて形成されていくものなので、そう簡単に変えられるものではないといえます。出来る限り、思い詰めすぎないように物事に取り組む姿勢を意識しておくようにしてストレスを軽減するように心がけましょう。

スポーツでストレス発散

スポーツで汗をかき身体を動かすことは、ストレスの発散に繋がります。身体の健康面から考えても、適度な運動を行って汗をかくことは肥満防止にも効果があります。

しかし、スポーツは得手不得手の個人差が激しい分野のため逆にストレスを溜め込んでしまう人も少なくないのが予防策としての弱点と言えます。

定期的なリラックス

心身の力みを抜いて落ち着かせるリラックスは、脳の疲れを忘れさせてくれます。

ため息が増えてきたなぁと感じたら、外の空気を深呼吸で胸いっぱいに取り込んでリラックスすると、ストレスや緊張が薄れていくのがわかります。

仕事の作業効率を維持する上でも適度にリラックスすることはとても重要なことなのです。

充分な睡眠

睡眠は身体の疲れを取り、記憶を整理して脳の疲れを和らげる働きがあります。睡眠時間が短く不規則であると、睡眠で得られる効果は中途半端なものになってしまいます。出来るだけ夜には眠るようにすること、睡眠時間は充分に取ること、眠気を感じたら仮眠でもいいから眠って脳を休めることを心がけましょう。

バランスの取れた食事

うつ病の発症にセロトニンの低下があげられます。セロトニンは、必須アミノ酸のトリプトファンを原料として生成されます。トリプトファンはタンパク質を含む食材に多く含まれています。

しかし、トリプトファンの過剰摂取は肝硬変の原因にもなる為、必要なタンパク質の摂取量を守ったバランスの良い食事を取ることが大事です。

食事は健康を支える上で重要な役目を持っていますが、献立や味付けに飽きてしまうとストレスの元になってしまうので、出来るだけ豊かにしたいものです。

「うつ傾向」のチェックリスト

質　　問	チェック項目	
（ここ２週間）毎日の生活に充実感がない。	**は　い**	いいえ
（ここ２週間）これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった。	**は　い**	いいえ
（ここ２週間）以前は楽に出来ていたことが今ではおっくうに感じられる。	**は　い**	いいえ
（ここ２週間）自分が役に立つ人間だと思えない。	**は　い**	いいえ
（ここ２週間）わけもなく疲れたような感じがする。	**は　い**	いいえ

※回答の「はい」が2つ以上の方はうつ傾向に要注意です。うつ予防を心がけましょう。

■□北海道小児救急電話相談□■

◆**相談対象**　北海道内に在住又は滞在している子どもの保護者等

◆**受付時間**　午後７時から翌朝８時まで（毎日）

◆**受付電話番号**

☎０１１－２３２－１５９９（いーこきゅうきゅう）

◆**短縮ダイヤル**　＃８０００

（※IP電話、ひかり電話およびPHSからはつながりません。）

◆**相談体制**

小児科医の支援体制のもとに看護師が相談に応じます。

午後７時から午後 11 時まで

⇒道内の小児科医・看護師が対応

午後 11 時から翌朝８時まで

⇒道外の小児科医・看護師が対応

◆**ご利用にあたっての注意**

電話相談は家庭での一般的対処に関する助言・アドバイスであり、電話による診断・治療はできませんので、あらかじめご了承ください。

北海道小児救急電話相談事業の相談時間拡大について

北海道では、看護師が電話相談に応じて、夜間における子どもの急な病気やけがなどの際に、すぐに医療機関にかかる必要があるか、家庭でどのような応急手当をすればよいかなどのアドバイスを行う電話相談事業を実施しております。

このたび、平成27年12月25日から相談時間が翌朝８時まで拡大されましたので、お知らせいたします。

お子さんが急な病気やけがで心配なときはご相談ください。

余市町でおこったこんな話～その138～

余市町の埋もれた歴史等を紹介し、改めて余市町を再認識するコーナーです。

郷土の美

町内には美しい景色の場所がいくつかあります。明治18（１８８５）年から２年ほど余市町に電信技手として赴任した幸田露伴は「余市八勝」をのこしました。八勝はその地方の風光明媚な８つの場所のことを言い、鎌倉時代以降に中国から日本へもたらされた考え方で、後には各地に八勝が生まれました。「余市八勝」は、藻寄晴嵐（茂入山の断崖）、増毛朝霞（春の海の向こうに見える増毛連山）、高嶋暮雪（初冬の船中からの小樽高島）、知波歸帆（シリパ岬と夕方の帆船）、大河落鷹（秋の余市川）、琴平夜雨（秋の夜の円山山麓）、永禪寺晩鐘（秋の永全寺の鐘の音）、圓山秋月（秋の円山の月）の八か所です（『若き日の露伴』）。

大川町から余市川河口、沢町方面が選ばれているのは明治時代の市街地の中心が町西部から余市川河口にかけてだったからでしょうか。

余市の美しい景色について語り合う座談会が昭和27（１９５２）年に催されました。同年９月に発行された『郷土誌よいち』上で「郷土の美を語る座談会」として、その内容が紹介されています。出席者は余市高校の先生で画家でもあった長田先生、画家の中村さんと中川さん、水産試験場職員で写真愛好家だった石井さんの４名でした。

まずは長田先生から、山田町の大きな藤の木と沼のあるＴさん宅の庭園が挙げられています。その庭園にはさまざまな木々もそれぞれ特徴ある形をしていて、調和のとれた美しさがある庭園と語られています。石井さんは続いて「山田方面なら鮎場を推すよ、鮎見橋を中心としてね。清冽な流れに立つ小波の逆光線、吊橋、瀬で鮎をつる人、何とも云えないですよ。」

長田先生もそれに賛成して「夏の鮎場は絶景だ、それから春のりんごの花盛りもよい。秋のりんごの実るのもよいけれど、紅葉がほしいね～後略～。」

田川橋の美点は春の景色で、背景の山々がかすみ、山桜が咲いて、りんごの花々が匂い、油を流したような川面を含めた絶景を指して「水郷余市」と讃えています。

座談会では住民の公徳心についての苦言も見えます。中村さんによると「古い話になるが、我々が青年の頃、茂入を立派な公園にしようと、青年団、婦人会などで茂入に桜を植えた。～中略～素晴らしかったが皆が大切にしない。帰りにはめいめい折っていく、ひどいやつになると、材木のような太いのを三人位でかついで行く。そんなことで、とうとう折角の苦労も今は跡かたもなくなった。」

座談会では他にも美園の町営墓地下の白い崖、余市橋の夕方の逆光やポプラ、川岸にある棒杭に積もる雪、大川橋から見える魚市場あたりの風景、茂入山からの余市川河口、警察裏山から見える朝日、切通しから見える海、円山公園から望む梅川町、嵐のシリパ岬などが挙げられ、八勝を選ぶのは読者に委ねられて座談会は終わりました。

写真：鮎場とかつての鮎見橋（絵はがき）

【余市警察署からのお知らせ】

やめましょう みんなが困る 迷惑駐車

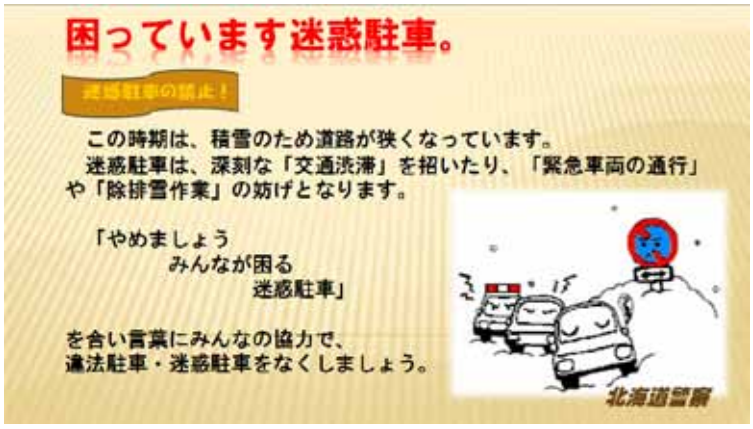

～広げよう 被害者支援の輪～

犯罪に遭われた方や、そのご家族は直接的な被害だけでなく、精神的被害や経済的負担に苦しんでいます。

北海道警察では「犯罪被害者支援の輪」を広げる活動を実施しています。

お悩みの方は余市警察署までご連絡ください。ご協力をお願いします。

◆問合せ　余市警察署　☎２２―０１１０

問合せ　教育委員会社会教育課
☎２３―５００１

平成２８年余市町成人式　～これからの時代を担う二十歳の門出～

１月１０日（日）、平成２８年余市町成人式が中央公民館で行われました。今年の該当者は、平成７年４月２日から平成８年４月１日までに生まれた方で、成人式には真新しいスーツや色とりどりの晴れ着に身を包んだ１３３名が出席し、二十歳の門出を祝いました。

式典では、清水義信教育委員長が「余市町の次の世代の担い手として、ご活躍されますよう期待しております。」と新成人を激励され、成人代表の澁谷寿来さんと越智友芽子さんは、大人としての義務と責任を果たしていくことを力強く宣言しました。その後、嶋保町長と中井寿夫町議会議長から祝福の言葉をいただき、最後に新成人を代表として成田美里さんが謝辞を述べて式は終了しました。式典後はアトラクションとして、中学校時代を振り返る写真上映と北海ソーラン太鼓保存会によるお祝いの太鼓演奏が行われました。

新成人の皆さんは、近況を報告し合ったり、懐かしい思い出話に花を咲かせるなど久しぶりの再会を喜び合っていました。

《晴れ着姿の新成人》

《教育委員長式辞》

《成人代表宣誓》

《成人代表謝辞》

フィナーレの曲は〝麦の唄〟
～女性学級「楽しい音楽会」～

女性学級の第１１回講座「楽しい音楽会」が１２月１４日（月）に開催され、３３名の学級生が参加しました。

音楽会は、参加者皆で歌うコーナーの他に、講師の先生による独唱・ピアノ演奏、歌声サークル「コールアミーケ」の合唱、学級生の発表（津軽三味線・日本舞踊）と、多彩なプログラムで行われました。最後の曲として、全員でマッサンのテーマ曲“麦の唄”を歌い、音楽会は幕を閉じました。音楽を通してリフレッシュできた楽しい講座となりました。

《参加者全員で合唱》

スライドで振り返った学習活動
～学習講座・サークル活動の充実を～

寿大学第１２回講座「学習計画の反省と来年度の計画」が１２月１０日（木）に行われ、３１名が参加しました。

前半は、講座風景を撮影した１６０枚のスライドを鑑賞しながら、長寿はりきり運動会やサークル活動発表会など役員会が中心となって改善できた点を確認し合いました。

《スライド鑑賞》

後半は、新年度に開催する予定の学習講座・サークル活動など学習活動全般について協議し、参加者皆で共通理解を図ることができました。

後期文化教室の学習終了！
～４つの教室に４０名が受講～

公民館の後期文化教室は、前期と同様に４つの教室を開設しました。

「フランス刺しゅう教室」には９名、「大人の英会話教室」には１５名、「楽しいチョークアート教室」には７名、「大人のそば打ち教室」には９名、合わせて４０名の方が受講されました。

教室は１２月中には終了しましたが、受講者は学ぶこと・体験することの喜びや楽しさを味わいながら学習することができました。次年度もたくさんお申込みください。

《そば打ち教室》

ペッタンヨイショ！もちつき体験
～ウィークエンドサークルに１４０名～

１２月６日（日）、教育委員会が主催しているウィークエンドサークルの第３回活動「もちつき体験」が余市養護学校体育館で開催され、約１４０名が参加しました。

子どもたちは、高校生をはじめとするボランティアの方々と一緒にもちをついたり、つきたてのもちを雑煮や磯部もちにして美味しくいただき、一足早い正月気分を満喫していました。会場内は、威勢の良い掛け声が響くとともに、参加者の笑顔と熱気に包まれていました。

《もちつき風景》

第１回よいちっ子世代間交流フロアカーリング大会開催！

誰もが簡単にプレーできるフロアカーリングを通じて、世代間の交流や健康づくりを図ることを目的に、１２月５日（土）総合体育館で交流大会が開催されました。参加した８チームは、小学生から高齢者までの幅広い年齢層にわたり、２つのブロックに分かれて試合を行いました。

フロアカーリングは、裏面にキャスターが付いているフロッカーを投球し、ターゲットと呼ばれる的に一番近いフロッカーのチームが勝ちとなる競技なのですが、最後の一投で勝負が決まった試合もあり、涙あり笑いありの大会風景となりました。

教育委員会では、体験できる教室を開催するなど普及に努めていますので、機会がありましたら是非ご参加ください。

《試合風景》

寿大学・女性学級　今月の学習

☆**2月18日㈭　午後1時30分101・102号室**

●**講話**「暮らし家計応援セミナー」

◆**講師**　北海道金融広報委員会アドバイザー

暮らしに役立つさまざまな金融情報（年金・税金・保険・金融商品など）について学習します。

寿大学と女性学級の合同学習講座です。

ゴルポッカ教室開催のお知らせ

ゴルポッカとは、かんじきを履いて行うパークゴルフです。軟らかいボールを使って三角コーンに当てるスポーツなので、どなたでも楽しめます。

◆**期日**　2月25日・3月3日（各木曜日）の2回

◆**時間**　午後1時～3時頃まで（悪天候時は中止）

◆**場所**　余市町総合体育館周辺特設コース

◆**対象者**　町内に在住（在職）する男女

◆**定員**　28名（定員になり次第締切ります）

随時受付（電話申込みOK）参加料は無料です。

※クラブ・かんじき等の用具は準備します。

◆**申込・問合せ**　中央公民館（☎23―5001）

図書館のすてきな窓

☆**【おはなし会】**　2月13日㈯、27日㈯　①午前11時～　②午後2時～

◆**内容**　大型紙芝居「たべられたやまんば」、絵本「つのはなんにもならないか」、おりがみ「オニ」ほか。

絵本の読み聞かせのほかにおりがみ、手遊びもします。おはなし会に参加してスタンプをあつめるといいことがあるよ！

☆**【探している資料が貸出中や図書館にない時は、予約・リクエストサービスをご利用ください】**

貸出中の本は返却され次第ご連絡します。

メールアドレスをご登録いただくとメールでのお知らせもできます。図書館にない本は、新たに購入するか他の図書館から借りるなどしてできるだけご要望にお応えいたします。カウンターにあるリクエスト用紙にご記入のうえ、係員にお渡しください。

どうぞ遠慮なくお気軽にお問合せください！

★2月は「本のひろば読み聞かせの会」はおやすみです。次回は3月2日㈬となります。

☆**今月の休館日**　毎週月曜日、2日㈫、3月1日㈫は図書整理日。

※本の返却は玄関横にあるブックポストをご利用ください。

【大人映画会】（午後2時～）	
4日(木)	「オズの魔法使」（洋画）
7日(日)	「紅の翼」（邦画）
18日(木)	「陰陽師Ⅱ」（邦画）
21日(日)	「天使にラブソングを」（洋画）
25日(木)	「ヤンキー母校に帰る」（邦画）
【祝日映画会】（午後2時～）	
11日(木)	「チャーリーとチョコレート工場」（洋画）
【子ども映画会】	
①午前11時～　②午後2時～	
6日(土)	①「ベルとかいじゅう王子」
20日(土)	②「アラジンの大冒険　ジーニーを救え！！」

開館時間　午前10時～午後6時30分

◆**問合せ**　図書館（☎22―6141）

http://www.yoichi-lib-unet.ocn.ne.jp/

余市文化財ボランティア説明員募集！

町内の三つの国指定史跡（フゴッペ洞窟、旧下ヨイチ運上家、旧余市福原漁場）では、4月末から10月中旬までの週末と祝日の午前10時から午後4時まで（昼休み1時間）、来場したお客さんの要望と時間に合わせた案内をしています。

昨年は12名の説明員が希望する各施設で活動しました。

社会教育課で用意してあるマニュアル内容でお客さんの対応は十分できます。ボランティア説明員の活動に興味のある方のご連絡をお待ちしています。交通費などは、1回に対して1，500円支給します。

◆**問合せ**　教育委員会 社会教育課（中央公民館内）（☎23―5001）

《旧下ヨイチ運上家でガイド》

放課後子ども教室ボランティア募集！

小学生の希望者を対象に、学校施設を利用し、放課後の時間に安全・安心な居場所を確保し、自由遊びや自主学習、読書、レクリエーション、スポーツなどの活動を行うものです。

◆**実施場所**　登小学校

◆**実施日及び実施期間**　平日の放課後から帰宅時間までの間、約2時間から3時間。年間150日程度。

◆**活動内容**　この事業を運営するスタッフとして「コーディネーター」と「活動サポーター」を募集します。特別な資格は必要ありません。子どもと共に活動した経験がある方、関心があり、意欲があって継続して協力いただける方を期待しております。

謝金として1時間あたり740円お支払いします。

◆**募集期間**　3月10日㈭まで

◆**申込み**　申込用紙（中央公民館備付け）に記載し、教育委員会 社会教育課へ持参またはファックスでお申込みください。（FAX 23―5299）

ご寄附に感謝

（順不同・敬称略、金額や氏名など寄附者の希望により掲載をしない場合があります。）

★余市町社会福祉事業費の一部として

・永全寺 寒修行一同
一金２０，０００円

★図書館図書購入費の一部として

・佐藤　キミ（大川町１２丁目２番地）
（故佐藤儀明殿追善供養として）
一金１００，０００円

★竹鶴シャンツェ備品購入費の一部として

・ニッカハイランドクラブ
一金３０，０００円

★余市町の未来を担う人づくり寄付金として

・木村　ツヤ子（沢町３丁目２９番地）
（故得田博殿追善供養として）
一金１００，０００円

・朝倉　照久（兵庫県明石市）
一金１０，０００円

・王尾　英明（千葉県松戸市）
一金１０，０００円

・小林　政勝（宮城県仙台市）
一金５０，０００円

・井口　真也　一金２４，０００円

・葛西　一樹　一金１００，０００円

・小野津　博之

・匿　　名　一金１０，０００円

よいちの人口

〈平成 27 年 12 月 31 日現在〉※（ ）内の数字は前月比

人　口　19,879 人　（－ 27）
男　性　 9,214 人　（－　7）
女　性　10,665 人　（－ 20）
世帯数　10,117 世帯（－ 15）

平成２２年国勢調査人口・世帯数（確定値）
人　口　21,258 人　世帯数　9,051 世帯

■広報よいち２月号（№７７８）
平成 28 年 2 月 1 日発行
■発　行　余市町
〒 046-8546　余市郡余市町朝日町 26 番地
☎（0135)21-2111 ㈹　FAX(0135)21-2144
E メール　kouhou @ town.yoichi.hokkaido.jp
ホームページアドレス http://www.town.yoichi.hokkaido.jp/
■編　集　総務部 地域協働推進課 広報広聴グループ

税金の納め忘れはございませんか？

平成 27 年度の町税の納期は今月の国民健康保険税ですべて終了します。

今月は町税の未納のある方へ納税催告書を発送しますので受け取った方は指定期日までに必ず納付してください。

納税は、憲法にも明記された『国民の義務』のひとつです。

納税催告に応じない滞納者には、納税者との税負担の公平を期するために法律（地方税法等）に基づき給与、預金、債権、不動産、動産等の差押えを行います。

◆問合せ　税務課 納税グループ　☎２１－２１１６

臨時徴収所をご利用ください
２月25日（木）
17：30～19：00
・役場１階　税務課窓口
・福祉センター本館（富沢町）
納税相談も実施しています。

今月の**税**
国　保　税　8期
納期限
2月 25 日

【余市税務署からのお知らせ】

■申告書の作成は便利な「確定申告書等作成コーナー」で！！■

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で、所得税及び復興特別所得税、消費税並びに贈与税の確定申告書などを作成し、印刷して郵送等により提出することができます。

平成 27 年分から、給与所得者又は公的年金所得者の方向けの申告書作成画面を新設しました。

初めての方でも操作がしやすい画面となっておりますので、確定申告書の作成には「確定申告書等作成コーナー」をぜひ、ご利用ください。

◆国税庁ホームページ　http://www.nta.go.jp/

■復興特別所得税の記載漏れにご注意ください！■

東日本大震災からの復興を図るための施策に必要な財源を確保するため、平成４９年分まで、復興特別所得税（原則として各年分の所得税額の２．１％）を所得税と併せて申告・納付することとされています。

確定申告書の作成に当たっては、「復興特別所得税額」欄の記載漏れのないようご注意ください。

なお、還付申告の方も含め、申告される全ての方について「復興特別所得税額」欄の記載が必要となります。

『重ねる対話　つなげる熱意で四島（しま）返還』

北方四島の一日も早い返還は国民の願いです